

東京都薬物乱用対策推進計画(平成30年度改定)について

資料 2 - 1

薬物乱用対策の推進体制

【国】犯罪対策閣僚会議

主 宰：内閣総理大臣

【国】薬物乱用対策推進会議

議 長：厚生労働大臣

副 議 長：法務大臣 外

構 成 員：総務大臣 外

(昭和48年)

【国】薬物乱用対策推進地方本部設置要領

【都】薬物乱用対策推進本部設置要綱

東京都薬物乱用対策推進本部

本 部 長：副知事

副本部長：福祉保健局長

本 部 員：国 地検、税関、入管、

幹 事 会

麻取

都 福保、病経、都安、

生文、産労、教育、

警視庁

青少年対策部会

国の薬物乱用防止五か年戦略の変遷

平成10年 薬物乱用防止五か年戦略

平成15年 薬物乱用防止新五か年戦略

平成20年 第三次薬物乱用防止五か年戦略

平成22年 薬物乱用防止戦略加速化プラン

平成24年 合法ハーブ等と称して販売される薬物に関する当面の乱用防止対策

平成25年 第四次薬物乱用防止五か年戦略

平成26年 危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策

平成30年 第五次薬物乱用防止五か年戦略

5
つ
の
目
標

- 1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止
- 2 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止
- 3 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止
- 4 水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止
- 5 国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

東京都薬物乱用対策推進計画の変遷

平成10年6月策定 『青少年のための薬物乱用防止対策の推進』

<背景> 第三次覚醒剤乱用期の到来

- ・不良来日外国人による携帯電話やインターネットを使った密売

平成15年7月改定 『青少年のための薬物乱用防止対策の推進』

<背景> 第三次覚醒剤乱用期の継続

- ・大麻、MDMA等錠剤型合成麻薬の乱用の増加

平成21年2月策定 『東京都薬物乱用対策推進計画』

<背景> 青少年等への薬物乱用の拡大

- ・新たな乱用薬物の出現（植物系ドラッグ、デザイナーズドラッグ）

平成26年2月改定 『東京都薬物乱用対策推進計画』

<背景> 危険ドラッグ乱用の拡大

- ・インターネット等での販売方法が巧妙化・潜在化

平成31年3月改定 『東京都薬物乱用対策推進計画』

<背景> 大麻事犯の検挙人員の増加

- ・インターネット等で「大麻は安全である」等の誤った情報が拡大
- ・若い世代に大麻使用を容認する考えが拡大
- ・海外の一部の国で少量の大麻の所持・使用等が合法化

○計画期間は、平成31年4月から令和6年3月まで（5年間）

○3つの柱、9プラン、23アクションで構成

計画の方向性

薬物乱用対策に係る現状・課題等を踏まえ、引き続き3つの柱とした総合的な取組を進めながら、大麻対策、再乱用防止対策等の重要課題への対策の充実・強化を図る。

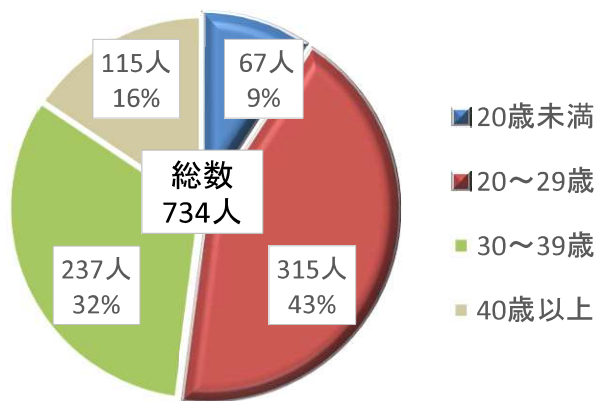
東京都薬物乱用対策推進計画の改定について

資料 2 - 2

現 状	現 状	解 決 策
現 状 と 解 決 策	○ 都内の薬物事犯の検挙人員は、2千人を超える深刻な状況 ○ 大麻・覚醒剤の密輸入摘発件数・押収量が増加	○ 薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する社会全体の意識向上のための取組の一層の充実が必要
	○ 大麻事犯の検挙人員は平成26年以降増加、特に若年層の乱用が深刻化 ○ インターネット等で「大麻は安全である」等の誤った情報が拡大 ○ 海外では一部の国で少量の大麻の所持・使用等が合法化	○ 若年層を対象とした大麻の危険性・有害性に関する正しい知識の普及啓発の強化が必要
	○ 在留外国人が増加	○ 外国人等、日本語の習得が不十分な人に対する普及啓発等の実施が必要
	○ 危険ドラッグ販売の街頭店舗は全て閉鎖した一方で、インターネット販売や指定場所への配達等、販売方法が巧妙化・潜在化	○ 関係機関が連携した取締り、インターネット販売に対するサイバー監視の強化が必要
	○ 都内の覚醒剤事犯の再犯率は、55.8%（前年比4.0%増） ○ 刑の一部執行猶予制度の創設等、再乱用防止対策に係る法制度の整備	○ 行政、司法、民間機関等が連携して、再乱用防止のための薬物依存症の治療、社会復帰支援、家族支援等を切れ目なく行うための体制が必要

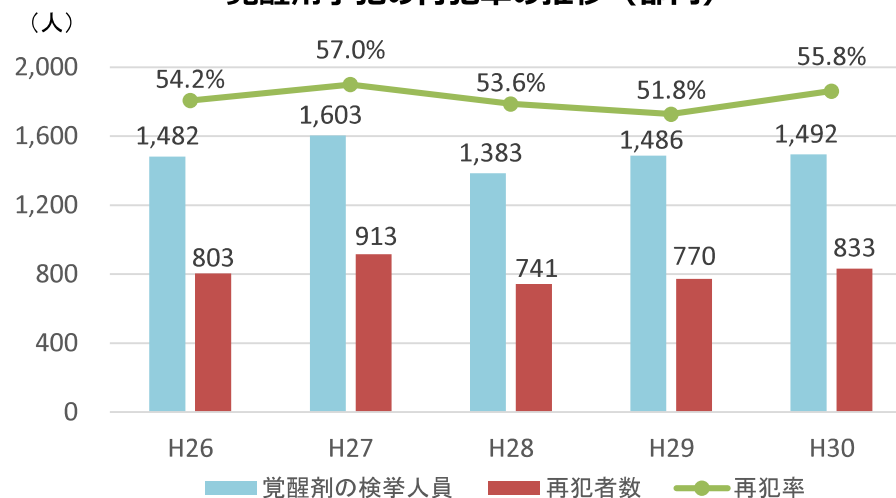
検
挙
人
員

平成30年大麻事犯の検挙人員（都内）



20歳未満と20～29歳で、50%を超える

覚醒剤事犯の再犯率の推移（都内）



出典：「警視庁の統計(平成26～30年)」

東京都薬物乱用対策推進計画(平成30年度改定)体系図

資料 2 - 3

《23のアクション》

《91の取組》

薬物乱用のない社会づくり

啓発活動の拡大と充実

プラン1 青少年に薬物を乱用させないための取組の強化

- [1] 青少年の薬物乱用防止意識を向上させる指導・教育の充実
- [2] 学校に通っていない青少年に対する啓発活動の強化
- [3] 保護者や地域住民による青少年への普及啓発の推進
- [4] 青少年を有害情報から守る取組の強化

15の取組

プラン2 地域社会全体の薬物乱用防止意識の醸成

- [5] 広域的な広報啓発活動の実施
- [6] 多様な広報媒体を用いた効果的な啓発活動の展開

7つの取組

プラン3 地域における普及啓発のための基盤整備と取組への支援

- [7] 普及啓発を担う人材育成の推進
- [8] 啓発用資材の充実・提供
- [9] 地域における主体的な啓発活動の支援

14の取組

指導・取締りの強化

プラン4 不正薬物等の取締強化

- [10] 関係機関相互の情報共有の推進
- [11] 関係機関の連携等による不正薬物の取引等の取締強化
- [12] 多様な捜査手法の効果的な活用
- [13] 巧妙化・潜在化する薬物等の取引に対する取締り及び監視指導の強化

14の取組

プラン5 危険ドラッグを中心とした薬物の乱用実態の的確な把握と規制の迅速化

- [14] 違法薬物や新たな薬物の流通実態・乱用実態の把握
- [15] 乱用が懸念される未規制薬物等の迅速・広域的な規制

7つの取組

プラン6 医薬品等の乱用防止に向けた監視指導の強化

- [16] 関係機関の連携等による医療機関等への立入検査及び指導の実施
- [17] 偽造・変造処方箋対策の強化

5つの取組

薬物問題を抱える人への支援

プラン7 薬物問題に関する相談・支援体制の充実

- [18] 多様な相談に対応できる体制の確保と連携の推進
- [19] 相談窓口・支援内容に関する分かりやすい情報提供
- [20] 相談・支援業務に従事する人材の育成

11の取組

プラン8 関係機関が連携した薬物依存症からの回復支援

- [21] 薬物依存症等に関する専門医療等の提供
- [22] 薬物依存症回復プログラム等への参加支援

10の取組

プラン9 当事者等の状況に応じた継続的な支援の実施

- [23] 再乱用防止に向けた当事者及び家族への継続的支援等の充実

8つの取組

前回計画からの主な変更点①

◎：新規取組 ○：既存事業の追記（代表例） □：記載内容の変更（代表例）

プラン	新規・変更する取組
<p>プラン 1 青少年に薬物を乱用させないための取組の強化</p>	<p>□ 薬物乱用防止に関する普及啓発事業等に参加し、熱心に取り組んだ学校を「薬物乱用防止活動率先校」として表彰し、継続した取組を促すとともに、その実績を模範として紹介することで、薬物乱用防止活動の充実を図ります。 【福祉保健局】</p> <p>○ 大学生自らが薬物乱用問題について考え、同世代に訴えかけるため、薬物乱用防止メッセージを募集し、大学構内に設置されている無料コピー機用の紙裏面にメッセージを掲載する取組を行います。 【福祉保健局】</p>
<p>プラン 2 地域社会全体の薬物乱用防止意識の醸成</p>	<p>○ 大麻の乱用の広がりが懸念される近年の状況も踏まえ、大麻・けし等に関するポスター、リーフレットやイベントでの企画展示等により、広く都民に対し、正しい知識の普及を図ります。 【福祉保健局】</p>
<p>プラン 3 地域における普及啓発のための基盤整備と取組への支援</p>	<p>□ 学校や地域等で開催される薬物乱用防止講習会において講師を務める方などを対象に、必要な知識を付与するための研修会を開催します。また、一定の活動をしている講師の実績を証明し、より専門的な内容の講習を必要とする学校や地域等が、実績のある講師を活用しやすい環境を整備します。 【福祉保健局】</p> <p>◎ 在留外国人や帰国子女などで、日本語が十分に習得できていない方にも対応した青少年向けの動画、リーフレット等の薬物乱用防止啓発用資料を作成し、危険性・有害性の理解促進を図ります。 【東京税関、関東信越厚生局、警視庁、都民安全推進本部、福祉保健局、病院経営本部、教育庁】</p> <p>◎ 青少年等を対象に、大麻や危険ドラッグをはじめとした薬物乱用の危険性・有害性に関する正確な知識を普及啓発するための動画、ポスター、リーフレット等を作成し、効果的な周知を図ります。 【東京税関、関東信越厚生局、警視庁、都民安全推進本部、福祉保健局、病院経営本部、産業労働局、教育庁】</p>
<p>プラン 4 不正薬物等の取締強化</p>	<p>○ 自生している「けし」や「大麻」について、不正な所持や栽培等がされないよう広く通報等の協力を呼びかけ、早期発見、抜去を図ります。 【関東信越厚生局、警視庁、福祉保健局】</p> <p>○ インターネット等で不正流通する医療用麻薬や向精神薬等に対する取締り等を徹底します。 【関東信越厚生局、警視庁、福祉保健局】</p>
<p>プラン 5 危険ドラッグを中心とした薬物の乱用実態の的確な把握と規制の迅速化</p>	<p>□ 都が有する分析・試験検査技術で得られた知見を、条例で知事指定薬物を規定している他の自治体に提供し、広域的な規制につなげていきます。 【福祉保健局】</p>

前回計画からの主な変更点②

資料 2 - 4

◎：新規取組 ○：既存事業の追記（代表例） □：記載内容の変更（代表例）

プラン	新規・変更する取組
プラン6 医薬品等の乱用防止に向けた監視指導の強化	□ 薬局に偽造・変造処方箋が持ち込まれることがないよう、店頭に掲示する持込防止の警告資材を作成するなど、未然防止に向けた環境整備を進めるとともに、薬局に配布する手引等に偽造処方箋に関する記述を行い、薬局の管理者及び従事者に対する注意喚起を徹底します。 【福祉保健局】
プラン7 薬物問題に関する相談・支援体制の充実	◎ 相談を担う関係機関が研修等の実施状況を共有し、相互に活用することで、薬物問題等に係る知識を習得する機会の拡充を図ります。 【関東信越厚生局、都民安全推進本部、福祉保健局、病院経営本部、教育庁】 ○ 刑の一部執行猶予制度の施行に伴い、保護司が担当する薬物事犯者の保護観察対象者が多くなることが見込まれるため、各地区の保護司会や更生保護連盟等が行う講習会等において、薬物乱用防止対策全般の研修を実施します。 【関東信越厚生局、警視庁、福祉保健局】
プラン8 関係機関が連携した薬物依存症からの回復支援	□ 医療及び保護のために入院させなければ、自傷他害のおそれがあると認められる薬物依存症等の精神障害者に対しては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置入院制度により、適正に対処します。 【福祉保健局】
プラン9 当事者等の状況に応じた継続的な支援の実施	◎ 保護観察が終了する薬物事犯者に対しては、断薬が継続できるよう他の関係機関と連携して対応し、途切れることのない継続的支援を実施します。 保護観察の終了が近い薬物事犯者や家族に対し、麻薬中毒者相談員による相談、引継先の関係機関への紹介・同行等を行うとともに、本人と常時連絡が取れる体制をとります。 【警視庁、福祉保健局】 ◎ 保護観察が付かない執行猶予者や刑の終了者、医療機関退院後の患者、家族等を関係機関に紹介するなど、継続的支援の実施に努めます。 【関東信越厚生局、警視庁、福祉保健局、病院経営本部】 ◎ 薬物依存症者等に対し、関係機関が連携して継続的な対応を行うため、関係機関一覧、連絡先、再乱用防止事業内容、連絡方法及び個人情報の取扱い等を記載した「連携マニュアル」を作成し、各機関が円滑に連携して支援等を行ってまいります。 【関東信越厚生局、警視庁、都民安全推進本部、福祉保健局】 ◎ 関係機関による支援事業への参加を中断してしまった人が、再び参加を希望した際に、ためらうことなく問合せや相談、参加が再開できるよう、相談・支援機関の連絡先等をホームページに掲載するなど、支援事業に参加しやすい環境を整備します。 【関東信越厚生局、警視庁、福祉保健局】



推進計画に基づき、関係機関と連携し、薬物乱用対策を一層推進